

資料 1-1

生活習慣病対策関係

1	健康フロンティア戦略の概要	1
2	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」 (抜粋)について	3
3	平成17年度予算概算要求重点事項	4
4	たばこ規制に関する枠組条約について	8
5	たばこ対策関係省庁連絡会議の設置について	9
6	未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の 取組みについて(要請)〈3省庁連名通知〉	11
7	糖尿病対策の推進	14
8	がん医療水準均てん化の推進に関する検討会について	15
9	健康診査等指針について	17

1. 健康フロンティア戦略の概要

平成16年5月19日
与党幹事長・政調会長会議

I. 戦略の趣旨

超高齢社会への道を歩みつつある我が国において、単なる長寿ではなく、国民一人ひとりが生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」の構築。

このため、国民の「健康寿命（健康で自立して暮らすことができる期間）」を伸ばすことを基本目標に置き、「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」の政策を展開。

<戦略の実施期間>

平成17(2005)年から平成26(2014)年までの10年間

II. 戦略の目標

以下の(1)(2)の目標を達成し、健康寿命を2年程度伸ばすことを目指す。

(1) 疾病の罹患と死亡を減らす「生活習慣病対策の推進」

がん対策…5年生存率を20%改善

心疾患対策…死亡率を25%改善

脳卒中対策…死亡率を25%改善

糖尿病対策…発生率を20%改善

(2) 要介護になることを防ぐ「介護予防の推進」

要介護者の減少…「7人に1人」を「10人に1人」へ

Ⅲ. 政策の柱

国民各層を対象に、重要性の高い政策を重点的に展開。

(1) 『働き盛りの健康安心プラン』…働き盛り層が主な対象

「3大死因（がん、心疾患、脳卒中）」と「糖尿病」について食育を含む総合的予防対策を、地域と職域を通じて推進。「心の健康問題（メンタルヘルス）」も積極的に取り組む。

- 個人の行う「健康づくり」の支援
- 健診データに基づく継続的な健康指導
- 迅速な救命救急と専門診断・治療の確保
- 身近な地域で安心リハビリ

(2) 『女性のがん緊急対策』…女性層が主な対象

女性のがん罹患率の第一位である「乳がん」と発症年齢が低年齢化している「子宮がん」について緊急対策を講じるとともに、女性の生涯を通じた健康支援対策を推進。

- 「女性のがん」への挑戦
- 女性の生涯を通じた健康支援

(3) 『介護予防10ヵ年戦略』…高齢者層が主な対象

高齢者が要介護となる主な原因である「生活機能低下」「骨折」や「脳卒中」「痴呆」をできる限り防ぐために、効果的な介護予防対策を推進。

- 家庭や地域で気軽に介護予防
- 効果的な介護予防プログラムの開発・普及
- 骨折予防対策の推進
- 脳卒中对策の推進
- 地域で支える「痴呆ケア」

(4) 『健康寿命を伸ばす科学技術の振興』

健康寿命を伸ばすことに資する科学技術を振興する観点から、基盤的技術や最先端技術の研究開発を推進するとともに、医療や介護の現場を支える各種技術の開発普及を図る。

- 基盤的技術と最先端技術の研究開発
- 医療現場を支える技術の開発普及
- 介護現場を支える技術の開発普及
- 国民による自己選択を可能とする評価と公表

2. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(抜粋)について

(平成16年6月4日閣議決定)

第1部 「重点強化期間」の主な改革

(略)

5 「持続的な安全・安心」の確立

(3) 健康・介護予防の推進

・国民一人一人が生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」を構築する。このため、健康で自立して暮らすことのできる「健康寿命」の延伸を目指し、「働き盛り層」「女性層」「高齢者層」など国民各層を対象とした生活習慣病対策及び介護予防について、平成17年度からの10か年戦略(「健康フロンティア戦略」)として、施策の推進による成果について数値目標を設定し、その達成を図るため、地域における介護予防の拠点の整備など、関係府省が連携して重点的に政策を展開する。

・ゲノム科学・ナノテクノロジーの推進など健康寿命を伸ばす科学技術の振興を図るとともに、医薬品・医療機器について、治験環境の充実、承認審査の迅速化、後発医薬品市場の育成など関連産業の国際競争力の強化を図る。

3. 平成17年度予算概算要求重点事項

1 基本的な考え方

超高齢化社会の到来に向け、単なる長寿ではなく、国民一人一人が生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力のある社会」を構築していく必要がある。

このため、国民の健康寿命を伸ばすことを目標に、働き盛り、女性、高齢者の国民各層を対象に、それぞれについて重要性の高い「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」に係る施策を進めるとともに、それらを支える科学技術の振興を図る「健康フロンティア戦略」を推進する。

生活習慣病対策については、本戦略に基づき、国民一人一人が積極的な生活習慣の改善に取り組むことなどにより健康を増進し、疾病の発病を予防する「1次予防」に重点をおいた施策の推進を図っていく。

なお、本戦略については、平成18年度以降、医療保険制度改革も視野に入れて生活習慣病対策等について本格実施していくこととし、平成17年度は、この10カ年戦略の初年度であることから、介護保険制度の見直しに併せて、ソフト・ハード両面にわたる基盤整備を重点的に行うこととする。

2 概要

健康フロンティア戦略に掲げられた「働き盛りの健康安心プラン」の各種施策の実現に向けて、

- ① 国民一人一人がいつでもどこでも安心して保健師等の専門家の健康支援が受けられるようITを活用したプログラムの開発
296百万円
- ② 運動や食生活といった生活習慣の改善に資するために、ウォーキング等の運動に関する指針の策定普及、糖尿病予防に重点をおいた栄養指導マニュアルの策定普及
33百万円
- ③ 受動喫煙対策が遅れている施設等への禁煙・分煙指導の強化や禁煙支援のためのマニュアルの策定普及
27百万円
- ④ 地域におけるがん医療水準の向上と地域格差の縮小を目指した地域がん診療拠点病院の整備
100百万円

を着実に進めるとともに、糖尿病の戦略的研究の推進（1,500百万円）のほか、平成18年度の医療保険制度改革も睨み、生活習慣病対策の充実強化に向けた基盤整備として、

健康日本21の中間評価 (1次予防施策の見直し・重点化) 11百万円
目標の達成度を踏まえ、政策手法、施策の有効性を検証。具体的には、 ①ポピュレーション・アプローチ手法の研究と普及 ②個別性を重視した取組の充実 ③関係機関、関係団体の役割分担、責任体制の確立 ④生活習慣病対策に関する各種データの整備等

健診の在り方の検討 (効果的な2次予防に向けた基盤整備等) 400百万円
健康診査の効果的・効率的な実施のための検討とモデル事業の実施。具体的には、 ①健診項目の適正化 ②健診の精度管理 ③健診データの判定基準 ④健診データの継続管理のあり方 ⑤効果的な事後指導のあり方等

に取り組む。

3 具体的内容

< 1, 404百万円 >
ア 健康づくり施策の推進
1, 004百万円
※ < > は、厚生労働科学研究費分を含む。
(ア) 個人の行う「健康づくり」の支援
749百万円

- ① e-ヘルスの推進 401百万円
 インターネット等を活用して、国民一人一人が科学的知見に基づく正しい情報を得て自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラムや、それを踏まえた保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方対話プログラムを開発する。

① 健康増進総合支援システム開発等経費 (モデル事業*) 296百万円
 ※「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)の「モデル事業」として要求。

- ② 健康づくりの「場」と「機会」の提供 92百万円
 運動や食生活面における生活習慣の改善を促すため、健康づくりに資するウォーキング等の運動に関する指針の策定や飲食店におけるヘルシーメニューの提供等の支援を行う。また、公衆浴場等を活用した健康づくりを推進する。
- ① 健康づくりウォーキングロード等普及啓発費 15百万円
 ① 飲食店健康増進支援事業 9百万円
 ・健康入浴推進等事業 68百万円

③身近に地域・職域で受けられる専門相談・指導等の推進

256百万円

生涯にわたる国民の健康づくりを支援するために、地域保健と職域保健が連携し、それぞれの保健事業の効果的・効率的な活用を図る体制を整備する。また、受動喫煙対策が遅れている施設等を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図る。

「健康日本21」の中間評価を行い、生活習慣病予防の基礎をなす1次予防に係る施策の見直し・重点化を検討する。

⑨・たばこ対策緊急特別促進事業費	21百万円
・地域・職域連携推進事業	30百万円
・健康日本21中間評価検討費	11百万円

<550百万円>

(イ) 健診データに基づく継続的な健康指導 150百万円

効果的な2次予防に向けた基盤整備を推進するため、最新の科学的知見に基づき、ライフステージに応じた健診項目の重点化、健診の精度管理、健診データの判定基準等について研究を行い、併せてその有効性について検証する。

また、効果的な保健指導を実施するため、最新の科学的知見に基づく糖尿病の予防に重点をおいた栄養指導マニュアル及び禁煙支援のためのマニュアルの策定等を行う。

⑨・健康診査のあり方等に関する研究	<400百万円>
⑨・栄養指導及び禁煙支援マニュアル策定費	25百万円

(ウ) 迅速な救命救急と専門診断・治療の確保 100百万円

地域におけるがん医療水準の向上と地域格差の縮小を図るため、地域がん診療拠点病院の機能強化のための環境整備を行う。

<19,930百万円>

イ がん対策の推進 577百万円

※<>は、他局計上分を含む。

がんの罹患率と死亡率の激減を目指した「第3次対がん10か年総合戦略」（平成16年度～25年度）の2年目として、がん研究の推進、がん予防に関する知識の普及啓発、地域におけるがん医療水準の向上と地域格差の縮小を図るため、地域がん診療拠点病院の機能強化やがん診療施設情報ネットワークの構築等の推進を図る。

・第3次対がん総合戦略研究経費	<6,601百万円>
・がん総合相談事業費	3百万円
・地域がん診療拠点病院機能強化事業費	100百万円
(16' 予算) 80か所 → (17' 要求) 100か所	
・がん診療施設情報ネットワーク事業	88百万円

< 6, 821百万円 >

ウ 糖尿病対策の推進

669百万円

糖尿病は腎症、網膜症、神経症などの合併症を引き起こし、さらに、心疾患や脳卒中といった重大な合併症に至る疾患であることなどから、具体的な成果目標を設定し、その達成に向けた取組を確実に推進する「大規模戦略研究」に着手する。

また、循環器疾患対策については、1次予防のための普及啓発や研究事業を推進するとともに、循環器病診療施設情報ネットワーク事業費等を推進する。

・循環器疾患等総合研究事業

< 4, 500百万円 >

（うち糖尿病対策研究

1, 500百万円

・循環器病診療施設情報ネットワーク事業費

17百万円

< 562百万円 >

エ 「食育」の推進

417百万円

※< >は、他局計上分を含む。

食を通じた健康づくり、人間性の育成及び食の安全に関する知識の普及等を図るため、糖尿病の予防に重点をおいた栄養指導マニュアルの策定や食生活の改善を目的としたボランティア活動の支援など、様々な施策を推進する。

・栄養指導マニュアル策定費

19百万円

・食生活改善推進員等の活動支援

158百万円

4. たばこの規制に関する枠組条約について

1. これまでの経緯

平成15年5月 WHO総会において、たばこ規制枠組条約が、原案のとおり、全会一致により採択された。
平成16年3月 9日 閣議決定（署名、国会提出）
9日 署名（98番目）
5月19日 国会承認
6月 8日 閣議決定（同日受諾書を国連事務総長に寄託）
（注）各国の状況（平成16年8月30日現在）
署名168か国、批准32か国

2. 条約の概要及び国内における対応措置

1. 条約の目的

たばこが健康、社会、環境及び経済に及ぼす影響から、現在及び将来の世代を保護する。

2. 個別事項

①普及・啓発、教育、禁煙指導

喫煙の健康に与える悪影響についての普及・啓発、教育、禁煙指導の実施。
[ホームページの情報、保健所・市町村における禁煙教育・指導等。]

②受動喫煙等

屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこ煙からの保護についての措置をとる。
[健康増進法ですでに規定。]

③健康警告表示

健康警告表示（権限のある国家当局により承認）のサイズ（理想的には50%以上、最低30%）、ローテーションを義務付け。
[たばこ事業法で規定。昨年表示の見直しを実施。]

④広告

憲法に抵触しない範囲内でたばこに関する広告に関して全面禁止又は適切な制限措置。
[たばこ事業法で規定。今年広告規制の強化を実施。]

⑤自動販売機

未成年者がアクセスできないよう、自動販売機について適切な措置をとる。
[成年識別機能付たばこ自動販売機が、今後、順次導入される予定。]

⑥含有物規制

締約国会議は、たばこの含有物及び排出物の規制に関しガイドラインを提示し、各国は効果的な規制措置を講じる。
[締約国会議による指針策定を踏まえ、今後対応。]

3. 全体に係る事項

①たばこ対策に関する計画の策定

[各国において、たばこ対策として実施及び予定しているものを取りまとめ、締約国会議に報告。]

②国内調整の仕組み等

[関係省庁連絡会議を平成16年6月15日付けで設置。事務局は財務省の協力を得て厚生労働省で実施。]